

## 水道配水管工事及び給水装置工事に関する負担金の基準

制定 昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 5 号  
 昭和 56 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 3 号  
 改正 平成 20 年 2 月 1 日水道事業管理規程第 1 号

第 1 条 この基準は、宇治市水道事業等給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号)第 14 条第 2 項及び宇治市簡易水道事業給水条例(昭和 59 年宇治市条例第 43 号)第 11 条第 2 項に規定する特別の費用の一部として負担金を課するについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 負担金は、給水を受けるため、道路その他の公共地内において配水管及び給水装置の布設工事を行う場合において、当該給水工事の申込者から徴収する。

第 3 条 負担金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 配水管工事に伴う負担金

| 種 別         |                 | 金 額      |          |          |
|-------------|-----------------|----------|----------|----------|
|             |                 | 設計審査     | しゅん工検査   | 維持管理     |
| 配水管布設<br>工事 | 口径 50 ミリメートル以下  | 600 円    | 900 円    | 2,400 円  |
|             | 口径 75 ミリメートル    | 1,100 円  | 1,700 円  | 4,300 円  |
|             | 口径 100 ミリメートル   | 1,300 円  | 2,000 円  | 5,200 円  |
|             | 口径 150 ミリメートル   | 1,600 円  | 2,500 円  | 6,300 円  |
|             | 口径 200 ミリメートル   | 2,000 円  | 3,000 円  | 7,500 円  |
|             | 口径 250 ミリメートル以上 | 2,500 円  | 3,700 円  | 9,400 円  |
| 配水管撤去工事     |                 | 2,200 円  | 3,300 円  |          |
| 消火栓設置工事     |                 | 21,000 円 | 31,500 円 | 78,700 円 |

### 備考

- 1 配水管布設工事は、配水管 1 メートル当たりの金額とする。
- 2 配水管撤去工事及び消火栓設置工事は、それらの工事のみを行う場合において、それらの工事 1 箇所当たりの金額とする。

(2) 給水装置工事に伴う負担金

| 量水器口径     | 金額       |
|-----------|----------|
| 20 ミリメートル | 4,000 円  |
| 25 ミリメートル | 6,000 円  |
| 40 ミリメートル | 14,000 円 |
| 50 ミリメートル | 19,000 円 |
| 75 ミリメートル | 27,000 円 |

(3) 夜間工事に企業職員が立ち会った場合における負担金  
1 人につき 20,000 円

(4) 道路及び河川占用許可申請等の事務に伴う負担金

| 管理者         | 金額       |
|-------------|----------|
| 国土交通省       | 12,600 円 |
| 京都府         | 12,600 円 |
| 宇治市         | 5,800 円  |
| 上記の管理者以外のもの | 3,100 円  |

第 4 条 管理者は、布設された配水管及び給水管の適正な維持管理を図り、水の安定供給に資するため、当該水道施設の布設工事の申込者の所有に係る水道施設のうち、道路その他の公共地内における水道施設について、寄付等による所有権の取得につとめるものとする。

第 5 条 道路その他の公共地内に布設された配水管及び給水管の維持管理は、管理者が行うものとする。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、量水器に至るまでの間の維持管理を行うことができるものとする。

附 則(平成 19 年水道事業管理規程第 4 号)

(施行期日)

1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、この基準の施行の日以後の配水管工事に係る負担金について適用し、同日前の配水管工事に係る負担金については、なお従前の例による。